

岡山県結核対策連携会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成25年2月に策定した「岡山県結核予防計画」に基づき実施する地域DOTS事業をはじめとする各種結核対策の円滑な推進に関し、実施状況の分析・評価、今後の結核対策の進め方について専門的な立場から検討を行うため、岡山県結核対策連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 連携会議は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者又は関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員等の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、その所属する機関の規定等により任期に制限のある場合は、3年未満とすることができる。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 連携会議に、委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連携会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 連携会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 連携会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 連携会議は、必要に応じて、関係行政機関の職員等の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、岡山県保健福祉部健康推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が連携会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱により新たに任命又は委嘱された委員の任期は、第3条の規定に関わらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。